

# 江南署管内 交通安全

# かわら版

交通安全に関する  
情報発信  
令和5年6月21日 No.126  
江南警察署  
江南市  
岩倉市  
大口町  
江南自動車学校

今年の交通安全年間スローガン 反射材「ここにいるよー」のメッセージ・なれた街いつもの道でもみきひだり・自転車も車社会の責任者

## 道路交通法の改正！令和5年7月1日から



今回の改正により、原動機付自転車がいわゆる従来の車両を意味する「一般原動機付自転車」と新しい車両区分の「特定小型原動機付自転車」に細分化されます。  
「特定小型原動機付自転車」には新しい交通ルールが適用されますので、注意しましょう！

### 特定小型原動機付自転車とは？

次の基準を全て満たすものをいいます。

#### 【車体の構造】

- 時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること。
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- オートマチック・トランスミッション(AT)であること。
- 最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられていること。等

#### 【車体の大きさ】 長さ：1.9m以下 幅：0.6m以下

#### ●16歳未満の者の運転禁止！

特定小型原動機付自転車は、運転免許がなくても運転可能ですが、16歳未満の方は運転禁止です。

〈注意！〉16歳未満の方への車両提供も禁止！

#### ●車道通行が原則！

車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、車道を通行しなければなりません。(自転車道も通行可) 道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側通行をしてはいけません。

#### ●飲酒運転の禁止！

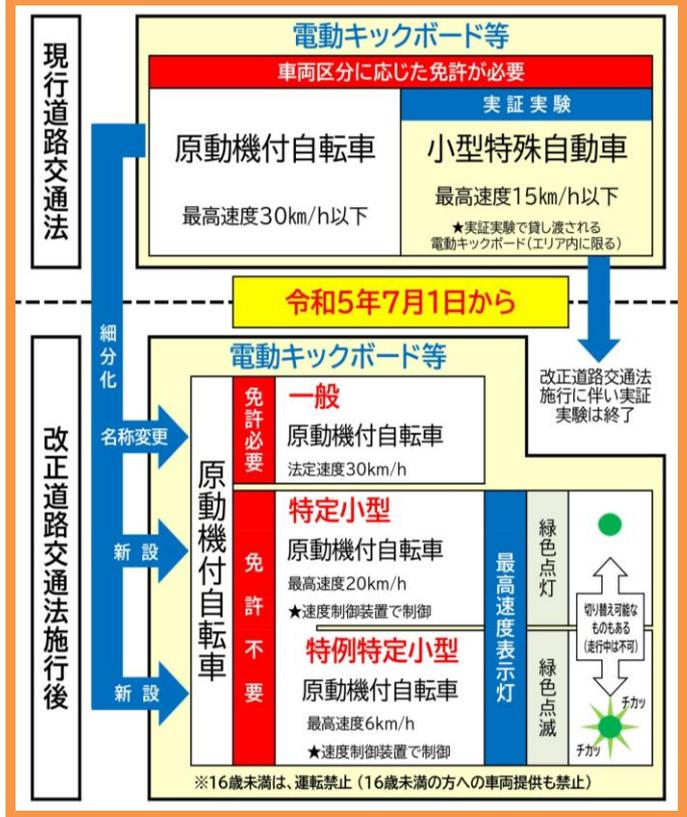
特定小型原動機付自転車も車両です。お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。

#### ●乗車用ヘルメットの着用！（努力義務）

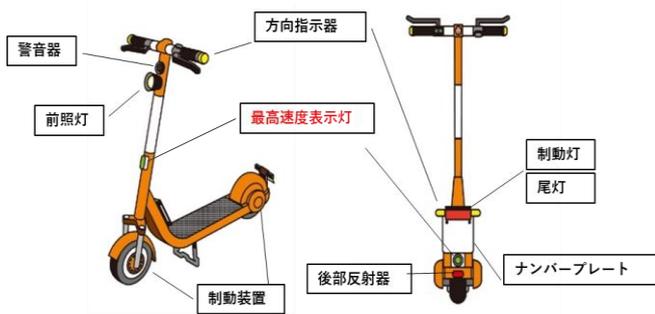
努力義務・・・交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットの着用を！

#### ●保安基準への適合等！

- 特定小型原動機付自転車を運転するにあたっては、
- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合
  - ②自賠償保険(共済)に加入
  - ③ナンバープレートを取り付けなければなりません。



### 特定小型原動機付自転車 最高速度 20km/h以下



**夏の交通安全県民運動 7/11(火)~7/20(木)**  
 毎月10日、20日、30日は、交通事故死ゼロの日

運動重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

**目指そう・事故ゼロ！**

～安全で安心な交通社会を！～ 江南市・岩倉市・大口町